

その「つぶやき」本当に大丈夫？ ～SNSをとおした人権の侵害について考えよう～

ねらい

子どもたちの中でSNS等を介して実際に起こっている人権を侵害している実情について理解するとともに、子どもたちを人権侵害の加害者にさせない（＝被害者を生まない）ために、私たち大人がどのように関わっていったらよいか考えます。

◇時間◇ 60分 ◇人数◇ 1グループ4～6人

◇準備物◇ 資料①②③④（③と④は両面印刷）、模造紙1/2程度、付箋紙、ペン等

展開

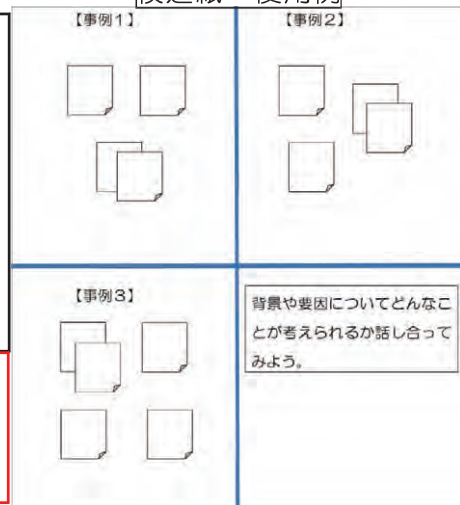
1 資料①を読んで「心配だな」「ちょっと気になるな」と思うことを話し合う。

【やり方】

- ① 各自、付箋紙1枚につき1つずつ「心配だな」「ちょっと気になるな」と思うことを書き出す。
- ② 書き出したものを、事例ごとに模造紙に貼りながら、グループ内で発表し合う。キーワードになるようなことがあれば記入しておく。
- ③ 全体で共有する。

◎ いじめや不登校、犯罪などにつながるという意見が想定される。それらのことは人権を侵害していることになるということをここで押さえる。

模造紙 使用例



2 資料②を見て、子どもたちが関係したネットトラブルの実情を知るとともに、その多くが相手の人権を侵害したり、自分の人権を危険にさらしたりしていることを確認する。

3 資料①の事例や資料②の実情から、なぜSNS（インターネット）上では、簡単に人権の侵害（いじめや無責任な書き込み）が起きてしまうのかグループで話し合う。その際、SNSの特徴や加害者側の心理・背景を想像しながら考える。話し合いの中で出てきたキーワードやキーセンテンスは、1の活動で使った模造紙に自由に書き込む。

（例）・加害者がわかりづらい ・相手が見えないので攻撃しやすい ・みんなで盛り上がるうちに抑えが効かなくなる ・親子（友人関係）関係が満たされず攻撃的になっている など

4 身近にいる子どもたちを人権侵害の加害者にさせないために、「どのような関わりができるか」「どのような声かけができるか」を考え、ふりかえりとする。

（例）・発信する先には生身の人間がいることを常に伝える ・発信の前に〇秒時間を置くように伝える ・ネットに頼らないコミュニケーションの大切さを伝える ・自尊感情が満たされるような関わりをする ・体験活動をたくさんさせる など多様な意見が引き出せると良い。

5 資料③④を紹介する。

ファシリテーターの言葉かけ例

展開1 みなさんはスマートフォンをお持ちでしょうか。無料通信アプリでコミュニケーションをとったり、調べ物をしたり、買い物をしたりと世界が広がりますね。しかしその反面、トラブルも増加しています。そこで今日は、SNS（インターネット）上のサービスを介した人権の侵害が起きている現状について理解するとともに、子どもたちを人権侵害の加害者にも被害者にもさせないために、私たち大人がどのように関わっていったらよいか考えてみたいと思います。資料①をご覧ください。今回は、SNSで実際に起きている事例を取り上げてみました。（ファシリテーターが読み上げても、参加者に読む時間を与えても良い）

さて、事例1～3の「心配だな」「ちょっと気になるな」ということについて話し合ってみましょう。手順としては、グループごとに付箋紙が配ってありますので、付箋紙1枚に1つ思ったことを書いてください。できれば3つの事例全てについて書いていただきたいのですが、難しいなと思うものがあれば書ける事例のみで結構です。時間は5分をお願いします。次に、各自が付箋に書いたことを発表しながら事例ごとに模造紙の上に貼っていきましょう。全員の発表が終わったら、みなさんが感じたことを切り口に自由に話してみしましょう。キーワードのようなものが出てきたら、模造紙にどんどん書き込んでみましょう。この活動は15分をお願いします。最後にどのような話が出たか発表してもらいますのでよろしくお願いします。それでは個人で記入する作業を始めてください。

（全体共有後）みなさんの発表の中から「いじめにつながる」、「犯罪につながる」等の意見が出ましたが、それらの行為は、相手の人権を傷つける重大な行為と言えます。SNS上ではこのような行為が比較的簡単に起きてしまい、子どもたちが被害者にも加害者にもなってしまいます。

展開2 さてここで、栃木県の公立学校でのネットトラブルの現状を見てみましょう。資料②をご覧ください。（見る時間をとった後）「高額請求」などの事例もありますが、多くは子どもたちの人権が侵害される内容であることがわかっていただけたと思います。

展開3 次に、SNS上では、事例のような無責任な書き込みや誹謗中傷（ひぼうちゅうしょう）などの人権の侵害が簡単に起きてしまうのはなぜなのか理由を考えてみましょう。SNSの特徴や加害者側の心理・背景なども想像しながらグループで話し合ってください。その際、キーワードやキーセンテンスなど特徴的な言葉が出てきたら、先ほどの模造紙にどんどん書き込んでみましょう。この活動は15分をお願いします。

（15分後）それではどのような意見が出たか発表してください。

展開4 さてここまでの活動で、SNS上での人権の侵害について考えてきました。今回は、加害行為に視点を当てて話し合いましたが、加害行為がなくなれば、被害者は生まれません。

子どもたちによる人権侵害の加害行為をなくしていくために、みなさんの身近にいる子どもたちにどのような関わりができるか、どのような声かけができるか、考えてみましょう。子どもたちの揺れ動く心にどう寄り添いどう関わっていけばよいか、どのような声かけができるか、先ほど話し合ってもらった内容を参考にしながら、それぞれの立場で考えてみましょう。

（適当に時間をとった後）どのような関わり方や、どのような声かけが考えられましたか。どなたか発表してください。

展開5 それでは最後に資料③をご覧ください。今回は、子どもの中でSNSをとおして起こっている人権の侵害について考えてもらいましたが、最近は、親が行っている投稿が知らず知らずの間に子どもの人権を侵害していることもあるようです。注意したいですね。裏面をご覧ください。資料④は青森県警察が「心のネット強化事業」の中で作成したものです。参考までにお配りします。

子どもたちにとっても私たちにとっても便利な道具であるスマートフォン。そのスマートフォンがいじめや人権を侵害する道具にならないよう、私たち大人が正しい使い方の見本を示していけるといいですね。

「SNSで実際に起きている事例」

【 事例1 】

友達になりすまして、SNS上に「彼女募集中」と書き込み、顔写真や名前、アドレスなどを掲載した。



【 事例2 】

無料通信アプリで、自分たちのメッセージにすぐに返信しない友達を除いて、新しい通信グループを作った。



【 事例3 】

『いいね!』という評価や『返信コメント』の数が増えることがうれしくて、悪ふざけしている動画や、友達とみんなまで写っている写真を投稿した。



SNS【 Social Networking Service 】

ソーシャルネットワーキングサービスの略

人と人とのつながりづくり、コミュニケーションを支援するインターネットサービスのこと。

友人・知人、趣味、居住地域、出身校、「友人の友人」といった関係の中で、手軽にメッセージや写真のやりとりができる。

不特定多数を相手に情報を発信したり、コミュニケーションをとったりすることも可能。

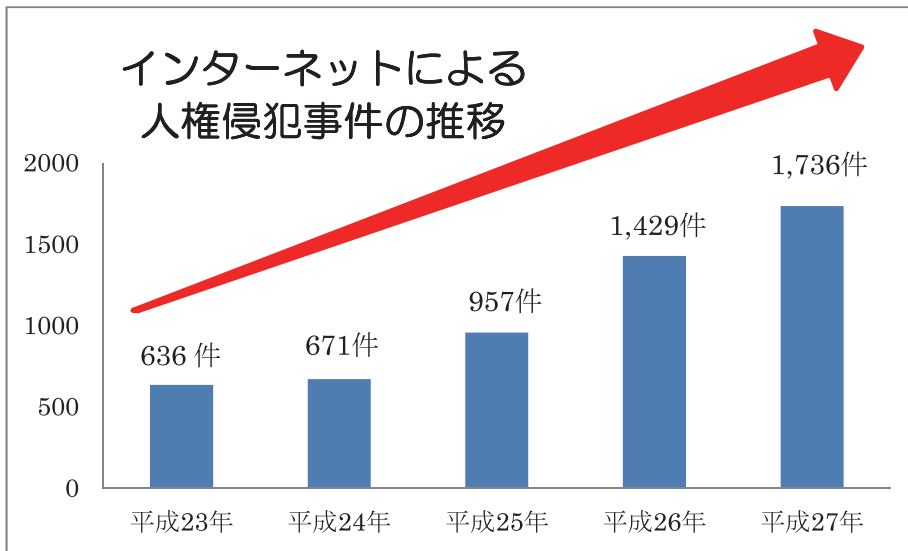
資料②

「子どもたちが関係したネットトラブルの実情」

【平成26年度に本県公立学校の児童生徒が関係した校種別ネットトラブルの内容】

順位	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
1	誹謗中傷	誹謗中傷	不適切な情報発信	高額請求
2	不適切な情報発信	不適切な情報発信	誹謗中傷	脅迫
3	コミュニケーショントラブル	コミュニケーショントラブル	なりすまし	不適切な情報発信
4	脅迫	脅迫	コミュニケーショントラブル	誹謗中傷
5	ネットいじめ	誘い出し・つきまとい	個人情報の発信	ネット依存

出典：「ネットトラブル事例とその予防」（栃木県教育委員会 平成28年）



※グラフの数値はすべての年代を合わせた調査結果になります。

出典：「平成28年度 人権教育・啓発白書」（法務省 平成28年）より作成

あなたの身近にいる子どもが、人権侵害の加害者にならないために、どんな関わりができそうですか。



コラム 子どもの人権って？

ひと昔前までは、我が子の成長の様子を写真やビデオに残しながらも、その記録に触れることができるのは、ごく限られた人たちでした。

しかし最近ではSNS等の普及により、世界中の人々に写真やビデオを発信することが可能になってきました。

我が子の頑張っている姿や成長の様子は、みんなに見てもらいたいですね！親にしてみれば、我が子の成長の記録として残してあげたいという気持ちはわかりますが・・・。

別の見方をするとどうでしょうか？

親が我が子の赤ちゃんの頃や幼少期に撮った写真をSNSに投稿していたところ思春期を迎えた子どもから、「恥ずかしいから回収したい」「どこまで拡散されているか分からずに不安」という訴えがあり、家族内でトラブルが起きているという話があるそうです。

オムツ交換やトイレトレーニングの写真、幼少期の水着写真など、思春期を迎えた子どもたちにとって「あの当時はかわいかったね」だけでは済まされません。

また、SNS上に掲載された写真が元で、つきまといの被害や嫌がらせ被害にあったという報告もあります。

一度インターネット上に配信された情報は、完全に削除をするのは難しいと言われていています。本人が削除をしてもコピーされたデータが拡散してしまうことがしばしばあり、「**デジタルタトゥー^注**」と言われていています。

自分自身が過去に投稿した書き込みや画像が、就職前に流出して内定が取り消された例や、別れた恋人に付き合っていたころの画像をネットに無断で流出されるリベンジポルノの被害例も報告されています。

注 一度、インターネット上で公開された書き込みや個人情報などが拡散してしまうと、後からは消すことが極めて困難であることを、入れ墨（タトゥー）を後から消すことが困難であることに喩えた表現

『STOP! ネットトラブルの歌』

～ 中学生・高校生編 ～

2番

青森県警察「心のネット強化事業」

友達に見せたくて
「いいね」とか「ふあほ」のために
頑張りすぎてどうする そこで燃えてどうする

なんかムカついて
憂さ晴らしに書き込んだコメントで
だれかを苦しめて満足 そんなことで心満たすの

時間は巻き戻せないから 想像してみて
ネットで広がる悪意 悲しいよね
タイムラインが批判でいっぱい

そう、hold on
部屋で一人つぶやいても 世界が見てるということなんだ

(だから)
ちょっと待って ブレーキかけて
やる気の使いどころは もっと別のところじゃない?

(だから)
ちょっと待って 落ち着いて
誰かを傷つけるために 買ったスマホじゃない

人生は選択の連続らしい
耳をすませば 選ぶべき道がわかるはず

人生は選択の連続らしい
楽しくネットしたいなら このこと覚えておいてほしい



STOP ネットトラブルの歌 検索

<https://www.police.pref.aomori.jp/keimubu/kouhou/doga27/doga2.html>

※ご利用の環境によっては、画像が表示されない場合がございます。

出典：あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権〈改訂版〉

((公財) 人権教育啓発推進センター 平成27年)